

障害福祉サービス等事業所管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課

自立支援・療育係

## 医療連携体制加算の適切な算定について

平素は本県障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医療連携体制加算について、厚生労働省に確認した事項も含め周知します。各事業所においては適切な取扱いを行っていただきますようお願いします。

### 記

指定障害福祉サービスにおける報酬告示第7の5の医療連携体制加算及び指定通所支援の報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関との連携により看護職員を指定短期入所事業所や指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者（児）に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものであるが、本加算の算定にあたっては、特に以下の3点に留意すること。

- ① 医師からの看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する具体的かつ明確な指示書を受けること。【厚生労働省留意事項通知】
- ② 医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算としていることから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に位置付けて実施すること。【平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A問20】
- ③ 看護職員による見守りやバイタルチェックについては、重症心身障害児（者）又は筋ジストロフィー等医療的ケアを必要とする場合であって、障害者（児）に対する見守りやバイタルチェックに係る看護上の必要性が明確にかつ具体的に医師の指示書に記載されている場合に限り、個別支援計画に位置付け算定可能とするものであり、特に看護の必要のない障害者（児）に対して（医師からの指示の有無を問わず）看護職員が行った単なる見守りやバイタルチェックについては算定対象とならないこと。【厚生労働省への個別質問への回答】

奈良県福祉医療部障害福祉課

自立支援・療育係

Tel:0742-27-8513